

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	フォスター電機株式会社			コード	6794
提出日	2026/5/21	異動（予定）日	2026/6/25		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため				
☐ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	中条 薫	社外取締役	○													○		有
2	江連 淑人	社外取締役	○													○		有
3	門田 泰人	社外取締役										○					新任	
4	金 智寿	社外取締役	○													○	新任	有
5	木本 聡子	社外取締役	○													○		有
6	大上 有衣子	社外取締役	○													○		有
7	野村 有季子	社外取締役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中条薫氏は、前職でAI事業の本部長としてDXを推進し、また女性の活躍推進で外部講師を務めるなど当社が今後強化すべき専門的な知識を経営に活かし、当社経営の監督とチェック機能の強化に貢献して頂くために選任しています。なお、当社から同氏が過去勤務しておりました富士通株式会社（2020年12月退職）へのシステム関連費用の支払いが存在しますが、同氏は当社に関わる業務に関与しておらず、直近3事業年度の取引額はいずれも同社連結売上高の0.001%未満であり、かつ、当社の連結売上高の0.03%未満であることから、同社及び当社の事業規模に比して僅少です。当社は、同氏を当社の定める独立性判断基準に照らして、一般株主と利益相反が生ずるおそれがない者と判断しています。
2		社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の江連淑人氏は、音響関連のグローバル企業で積み上げた経営経験、海外事業経験から企業経営者としての豊富な業界専門知識と知見を経営に活かし、当社経営の監督とチェック機能の強化に貢献して頂くために選任しています。なお、当社から同氏が過去に業務を執行したソニー株式会社（現 ソニーグループ株式会社、2017年9月退職）と当社の間には製品の販売取引が存在しますが、同氏は当社に関わる業務に関与しておらず、直近3事業年度の取引額はいずれも同社連結売上高の0.002%未満であり、かつ、当社の連結売上高の0.2%未満であることから、同社及び当社の事業規模に比して僅少です。当社は、同氏を当社の定める独立性判断基準に照らして、一般株主と利益相反が生ずるおそれがない者と判断しています。

3	主要株主であるアクシウム・キャピタル・ピーティーイー・エルティーディーの代表であります。同社は当社の議決権の25%を実質的に所有する主要株主ですが、当社とアクシウム・キャピタル・ピーティーイー・エルティーディーとの間には重要な取引は存在しておりません。	社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の門田泰人氏は、複数の外資系投資銀行や米系大手投資会社での勤務経験があり、現在アクシウムの最高投資責任者として国内外の企業に対する投資をリードしており、経営や財務に関する豊富な知見、グローバル資本市場やESGに関する幅広い知見を有し、当社の経営全般に関しての助言が期待できます。これらより、同氏は、今後の当社の中長期的な企業価値向上に貢献して頂くために選任しています。
4		社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金智寿氏は、米国（コネチカット州、ニューヨーク州）における弁護士資格を持ち、米国・英国系法律事務所での弁護士キャリアを起点に、海外の証券会社・事業会社での経験や韓国大手法律事務所での豊富な経験のほか、現職でM&Aアドバイザー会社を経営しているなど、当社が今後強化すべき分野における専門的な知見を有していることから、当社の中長期的な企業価値向上の実現に貢献して頂くために選任しています。当社は、同氏を当社の定める独立性判断基準に照らして、一般株主と利益相反が生ずるおそれがない者と判断しています。
5		社外取締役（監査等委員）の木本聡子氏は、長年にわたり税務行政に携わり税務や財務、会計に関する相当の知見と経験を有しております。また、当社において常勤監査役を4年間務めた経験を有していることから、より実効性の高い監査・監督機能が期待できると判断し、選任しています。当社は、同氏を当社の定める独立性判断基準に照らして、一般株主と利益相反が生ずるおそれがない者と判断しています。
6		社外取締役（監査等委員）の大上有衣子氏は、弁護士として、法律分野、コーポレートガバナンスに関する豊富な経験と相当の知見を有し、また企業内弁護士としての経験を併せ持つことから、より実効性の高い監査・監督が期待できると判断し、選任しています。当社は、同氏を当社の定める独立性判断基準に照らして、一般株主と利益相反が生ずるおそれがない者と判断しています。
7		社外取締役（監査等委員）の野村有季子氏は、多国籍企業の日本法人において財務および内部統制の責任者を歴任し、グローバル規模でのプロジェクト遂行や、ガバナンスの観点から経営課題の解決及び経営基盤の強化に携わった豊富な経験を有しております。また、公認会計士として国内外の監査業務やIPO支援に精通しているほか、上場企業の社外取締役として、経営の監督と意思決定プロセスに深く関与しております。その高い専門性と経営的視点により、実効性の高い監査・監督が期待できると判断し、選任しています。当社は、同氏を当社の定める独立性判断基準に照らして、一般株主と利益相反が生ずるおそれがない者と判断しています。

4. 補足説明

当社の独立性判断基準

当社は、会社法の社外要件と東京証券取引所の独立性基準の双方に基づいて独立社外役員の独立性を判断しています。また、社外役員の資質として、当社の企業価値向上のために建設的な助言ができる高い専門性と豊富な経験を重視しています。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。